

平成28年5月

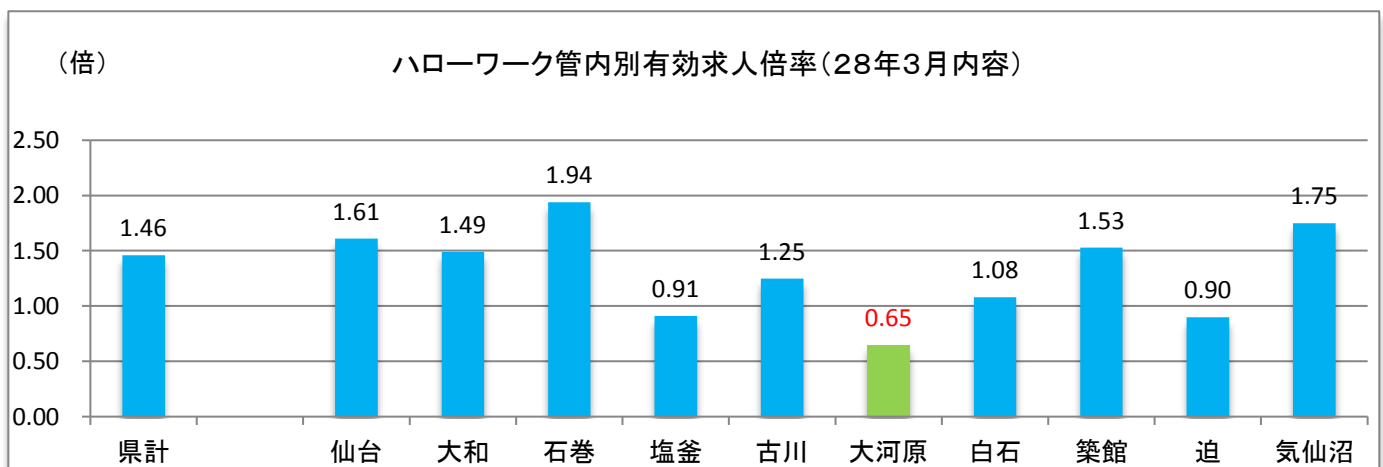
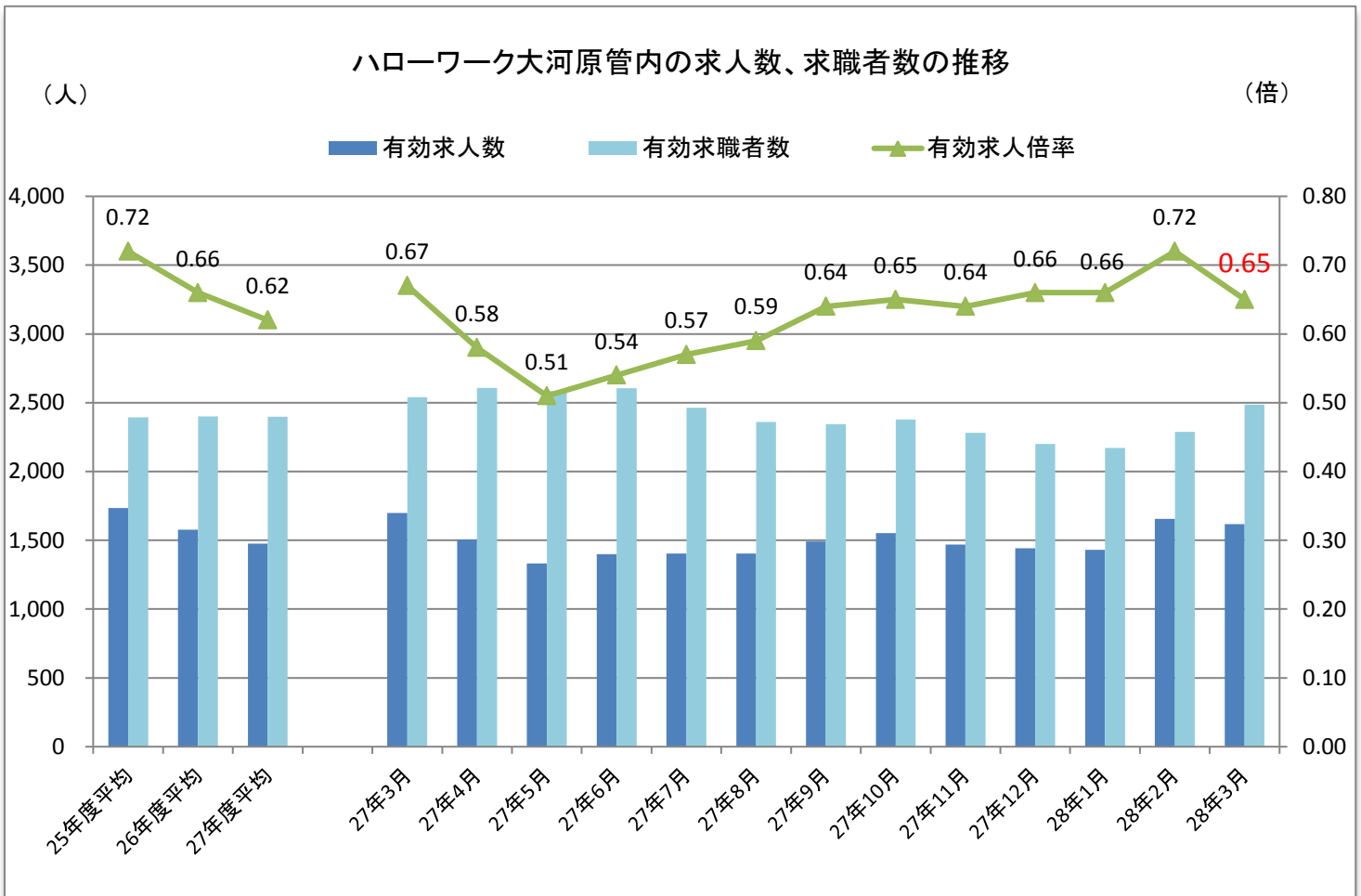
管内の雇用状況(28年3月内容)

ハローワーク大河原
大河原町大谷字町向126-4
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

有効求人倍率0.65倍

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところではありますが、当ハローワークには安定した職業に就きたいという求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

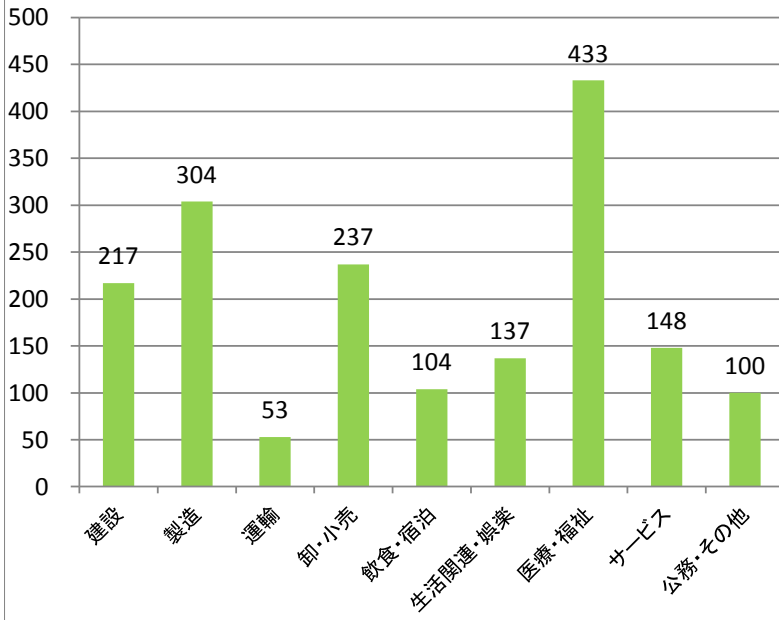
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の方が多く、下回ると仕事を探す人の方が多いということになります。



※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

主な産業の新規求人数

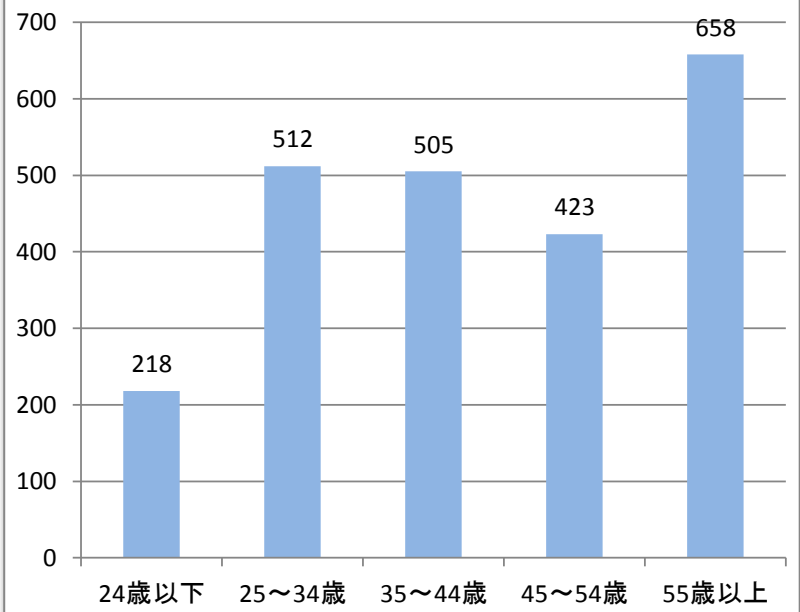
■ 28年1月～28年3月



※3ヶ月間に申し込まれた求人数の合計。

年齢層別求職者数

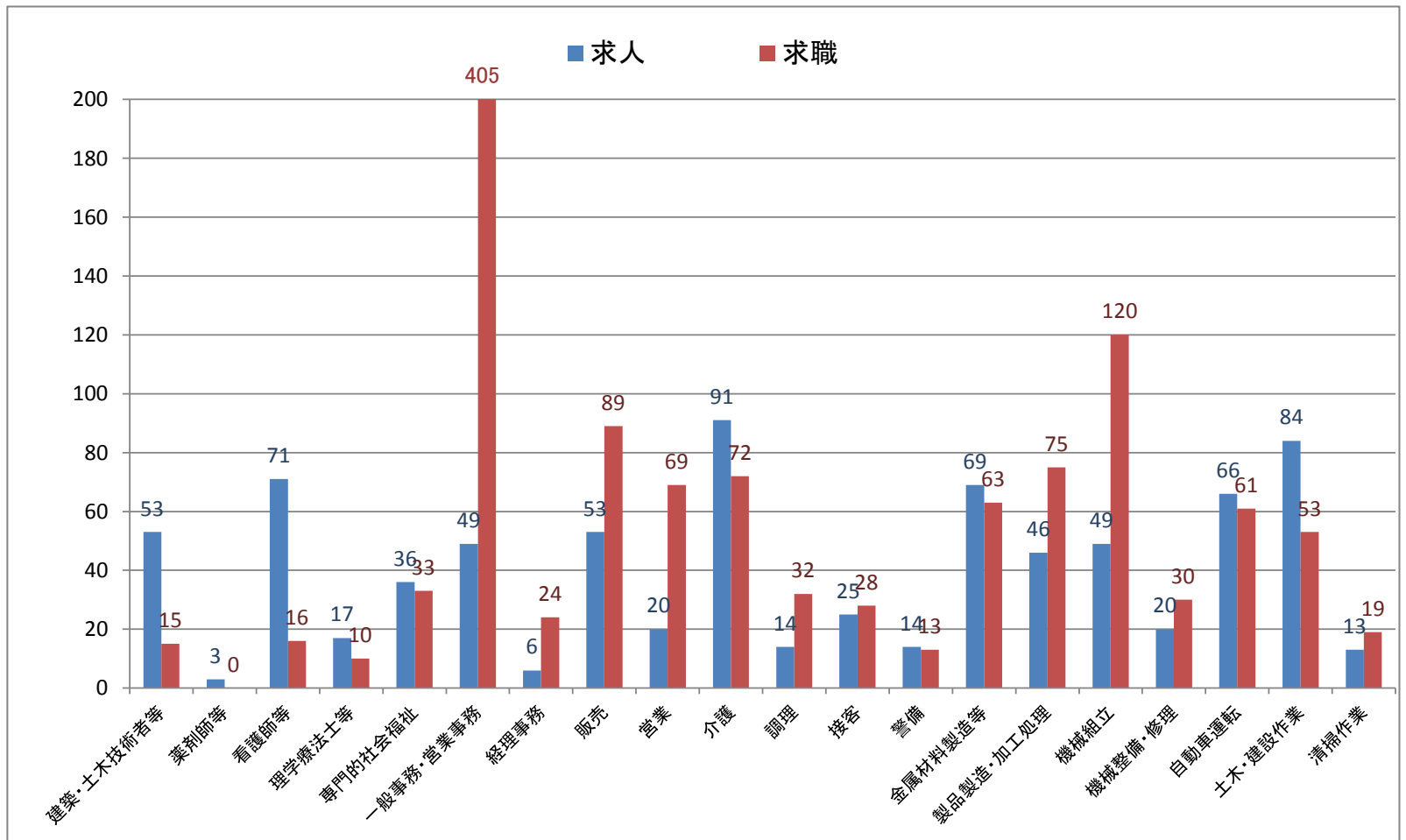
■ 28年1月～28年3月



※3ヶ月間の有効求職者数の月平均。

主な職種の求人・求職バランス表

【28年3月内容】



職業別新規求人賃金情報

【28年1月～3月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10～12.5未	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	33	0	1	5	11	16	18	21	23
薬剤師等	4	0	0	0	0	0	0	0	4
看護師等	54	0	0	10	25	46	46	38	19
専門的・社会福祉の職業	33	0	9	19	13	15	7	5	1
一般事務員・営業事務員	46	3	27	28	18	10	4	2	2
経理事務員	5	0	1	4	4	2	0	0	0
販売員	32	2	8	16	22	22	16	16	3
営業員	17	0	0	5	9	13	11	12	7
介護の職業	43	4	20	33	26	12	2	0	0
調理の職業	15	1	8	10	9	7	3	2	1
接客の職業	15	0	7	10	8	6	2	0	0
警備員	3	0	3	0	0	0	0	0	0
金属材料製造の職業	50	0	9	34	38	32	16	13	9
製品製造・加工の職業	32	3	17	20	13	11	2	3	1
機械組立の職業	10	1	8	4	3	1	1	0	0
機械整備・修理の職業	15	0	1	10	13	11	9	6	3
自動車運転の職業	43	3	7	11	12	10	13	18	15
土木・建設の職業	49	0	5	20	32	36	32	25	14
電気工事の職業	12	0	1	3	10	10	7	7	4
清掃の職業	12	2	5	5	4	6	2	1	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

中途採用者採用時賃金情報

【28年1月～3月内容】

(月額、単位:千円)

	全年齢	～24歳	24～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	217	188	192	236	232	219
専門・技術	282	320	189	360	247	261
事務	174	163	124	184	230	*
販売	197	125	208	209	245	188
サービス	175	144	163	240	174	134
警備	*	*	*	*	*	*
農林漁業	175	*	*	*	*	*
運輸	247	178	262	248	274	231
生産工程・労務	209	203	202	208	208	232

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

ハローワークからのお知らせ

建設関係の事業主、事業主団体の皆さまへ

「建設労働者確保育成助成金」の一部を改正する予定です

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

若年労働者の確保・育成と女性労働者の活躍の推進などを目的として、平成28年4月1日から助成内容や手続きの一部について、下記のとおり改正を行う予定です。ご留意ください。

※詳しくは、平成28年度予算成立後にパンフレットなどによってお知らせします。

<主な改正内容>

★マークは新規または拡充

コース		現 行	改正内容
認定訓練コース (賃金助成)	年度上限額	なし	1事業所あたり1,000万円 ^{※1}
技能実習コース (経費助成)	助成対象の実習内容	技能等の習得に関する実習 技術検定に関する講習(通学・通信)	①技能等の習得に関する実習 ②技能等の指導方法改善に関する実習 ^{※2} ★ 技術検定に関する講習(通学のみ) ^{※2}
	対象者と助成割合	中小建設事業主・団体 [助成率8~9/10]	①中小建設事業主・団体 [助成率8~9/10] ②中小建設事業主・団体以外 [助成率5/10] ^{※2} ★ (②は女性労働者を対象とする場合のみ)
	1回の限度額	1人あたり20万円	1人あたり10万円 ^{※2}
	修了条件	なし	カリキュラムの7割以上の修了が必要 ^{※2}
	添付書類	賃金台帳は必要に応じて提出	経費助成のみでも賃金台帳などの提出が必須 ^{※2} (実習期間中の賃金の支払いを確認します)
技能実習コース (経費助成・賃金助成)	年度上限額	なし	1事業所あたり経費助成・賃金助成 あわせて500万円 ^{※2}
雇用管理制度コース	対象制度と助成額	【本助成金の対象】 ①制度導入助成 ②目標達成助成(離職率改善) ③目標達成助成(入職率改善)	【本助成金の対象】 ③目標達成助成(入職率改善) ^{※3} (注)左記①と②は「職場定着支援助成金(個別企業助成コース)」に統合され、③は①と②の支給決定を受けた建設事業主が入職率目標も達成した場合に助成 ^{※3}
登録基幹技能者 処遇向上コース		新規助成メニュー★	中小建設事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を増額改定した場合に助成 【主な要件】 ①賃金テーブルの増額 ・基本給単価を3%以上増額 ・年間の基本給を3%以上かつ15万円以上増額 ②登録基幹技能者手当の増額 月額12,500円以上かつ年間15万円以上増額 (注)①②いずれの場合も、年間の賃金総額も15万円以上増額していることが要件 【助成額】 登録基幹技能者1人あたり年額10万円 (注)2年目、3年目も同様に増額改定する場合はそれぞれ年額10万円を助成
女性専用作業員 施設設置コース		新規助成メニュー★	中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を整備した場合に助成 【対象施設】 トイレ・更衣室・シャワー室・浴室 【助成額】 施設の賃借料の2/3 (注)年間上限額1事業所あたり60万円
新分野教育訓練コース		-	平成28年3月31日計画届受理分をもって廃止

※1 平成28年4月1日以降に実施される認定訓練と技能実習から適用されます。

※2 平成28年4月1日以降に提出される計画届に基づく技能実習から適用されます。

※3 平成28年3月31日までに提出された雇用管理制度コースの計画届分は、①と②ともに本助成金によって支給されます。



厚生労働省・都道府県労働局

LL280322建港01

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホームページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。